
3501. 輸出マニフェスト通関申告

業務コード	内 容
MEC	輸出マニフェスト通関申告

1. 業務概要

輸出マニフェスト通関を行う混載貨物について、申告を行う。

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	通常申告	搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。
H	予備申告後または予備申告変更後の本申告	開庁時申告による自動起動を含む。
Z	予備申告（貨物の搬入確認登録を契機に本申告を自動起動する場合）	予備申告変更を含む。
I	貨物搬入時に輸出マニフェスト通関申告を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告）	搬入時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に輸出マニフェスト通関申告または本申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告）	開庁時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告 本申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
開庁時申告	税関開庁時間外	
上記以外	時間帯を問わない	

(3) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」「H」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば申告を行うことができる。

申告条件「Z」「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

(4) 登録内容に基づき輸出マニフェスト通関申告を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。予備申告後または予備申告変更後、予備申告の審査終了が有効な本申告は、即時に輸出許可となる。

(5) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①申告価格は201,000円未満であること。
- ②貨物の総重量が1,000トン未満であること。
- ③本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。

- ②システムに通関士として登録されていること。
- ③輸出マニフェスト通関申告DBが存在する場合は、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ④通関予定蔵置場は、入力者の営業区域内であること。
- ⑤輸出貨物情報DBに通関依頼先の指定がある場合はその通関依頼先の利用者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 仕向地チェック

入力された最終仕向地コードが輸出マニフェスト通関対象外国としてシステムに登録されていないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック (○:チェックを行う)

通:通常申告、予:予備申告、変:予備申告変更、本:本申告、搬:搬入時申告の登録、開:開庁時申告の登録

項番	チェック条件	通	予	変	本	搬	開
1	申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。	○*1	○*1	○	○	○*1	○*1
2	予備申告がされていないこと。	○*1	○*1			○*1	
3	予備申告がされていること。			○	○		
4	開庁時申告の旨の登録がされていないこと。					○*1	
5	搬入時申告の旨の登録がされていないこと。						○*1
6	申告がされていないこと。(本申告を含む。)	○*1	○*1	○	○	○*1	○*1
7	以下の登録がされていないこと。 「輸出等申告撤回」 「輸出等申告手作業移行」			○	○		○*1

(*1) 申告番号が入力された場合のみチェックを行う。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

通常申告または本申告が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 税関開庁時間チェック

開庁時申告の登録の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(7) 輸出貨物情報DBチェック (○:チェックを行う)

入力されたHAWB番号に対して以下のチェックを行う。

項番	チェック条件	通	予	変	本	搬	開
1	HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。(予備申告、搬入時申告の旨の登録の場合で、HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、後続のチェックを行わない。ただし、その場合はHAWB番号の枝番入力は不可。)	○	○	○	○	○	○
2	HAWBであること。	○	○*2	○*2	○	○	○
3	仮陸揚げ貨物でないこと。	○	○*2	○*2	○	○	○
4	システム外許可済でないこと。	○	○*2	○*2	○	○	○
5	積戻し貨物でないこと。	○	○*2	○*2	○	○	○
6	入力された通関予定蔵置場と、輸出貨物情報DBに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場が同一であること。また、通関可能蔵置場として登録されていること。	○			○		○
7	入力された通関予定蔵置場に搬入されていないこと。		○*2	○*2		○	
8	搬入予定先が登録されている場合は、入力された通関予定蔵置場と同一であること。		○*2	○*2			
9	搬入予定先が入力された通関予定蔵置場と同一であること。					○	
10	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。	○			○		○
11	入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている輸出マニフェスト通関申告対象貨物の内容と一致すること。	○	○*2	○*2	○	○	○
12	仕分け親となっていないこと。	○			○		○
13	仕合せ親となっていないこと。	○			○		○
14	仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。	○			○		○
15	訂正保留となっていないこと。	○			○		○
16	搭載完了されていないこと。	○			○		○
17	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○*2	○*2	○		○
18	以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」	○	○*2	○*2	○		○
19	貨物手作業移行されていないこと。	○	○*2	○*2	○		○
20	UBG貨物でないこと。	○	○*2	○*2	○	○	○

(*2) 入力されたHAWB番号が存在する場合のみチェックを行う。ただし、その場合はAWB番号の枝番入力は不可。

(8) その他のチェック

- ①「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物(税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物)を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- ②申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切替え処理

税関の開庁時間以外に本申告が自動起動した場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、申告条件を開庁時申告の登録へ切り替える。

(3) あて先官署決定処理

(A) 「あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) 「あて先官署コード」欄に入力がない場合は、「申告先種別コード」欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	「申告先種別コード」欄 処理	スペース	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署
2	入力者について通関業者用申告官署がシステムに登録されている場合	通関業者用申告官署	通関業者用申告官署	
3	上記以外の場合	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	

(4) あて先部門の決定処理

(A) 予備申告変更以外の場合

① 「あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。

② 「あて先部門コード」欄に入力がない場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(B) 予備申告変更の場合

① 「あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。

② 「あて先部門コード」欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更されていない場合は、予備申告時のあて先部門を引き継ぐ。

③ 「あて先部門コード」欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更された場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(5) 邦貨換算処理

「FOB通貨コード」欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、FOB価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、円位未満を切り捨てる。

(6) 申告価格算出処理

① 「申告価格」欄に入力がある場合は、「申告価格」を申告価格とする。

② 「申告価格」欄に入力がなく、「FOB価格」欄に入力がある場合は、「FOB価格」を申告価格とする。

- (7) 申告番号の払出し処理
申告番号の入力がない場合に、申告番号を払い出す。
- (8) 申告番号の枝番払出し処理
予備申告後に本業務を行う場合に、申告番号の枝番を払出す。(自動起動を除く。)
- (9) 審査区分選定処理
開庁時申告以外の場合は、入力された内容に基づき「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。
ただし、予備申告後に「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO)」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。
- (10) 検査区分選定処理
「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。
- (11) 保税運送期間設定処理
許可となった場合は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管理する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。
- (12) 輸出マニフェスト通関申告DB処理
入力内容を輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。
- (13) 輸出貨物情報DB処理
①手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。
②HAWB番号が変更されている場合で、変更前のHAWB番号に係る輸出貨物情報DBに予備申告の情報のみ登録されている場合は、削除対象とする旨を登録する。
③HAWB番号が変更されている場合で、変更前のHAWB番号に係る輸出貨物情報DBに予備申告以外の情報が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。
- (14) 時刻起動電文DB処理
①通常申告または本申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。
②開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。
- (15) 時間外執務要請届使用実績DB処理
税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。
- (16) 許可処理
通常申告または本申告の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」(保留中を除く)または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。
(A) 輸出マニフェスト通関申告DB処理
許可された旨を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。
(B) 輸出貨物情報DB処理
許可された旨を輸出貨物情報DBに登録する。
- (17) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出マニフェスト通関申告控情報	輸出許可とならなかった場合に出力	入力者
輸出マニフェスト通関申告変更控情報	予備申告変更を行った場合に出力	入力者
輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出許可となった場合に出力	入力者
		輸出者* ³
許可・承認貨物（輸出）情報	輸出許可となった場合に出力	保税蔵置場* ³
検査指定情報* ⁴	検査区分が「現場検査」または「検査場検査」に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ただし、本申告で予備申告中に出力されている場合を除く	入力者
	以下の条件をすべて満たす場合 ①予備申告及び予備申告変更以外 ②検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見本確認」に指定された	保税蔵置場* ³
輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）

（* 3）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（* 4）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。

7. 特記事項

（1）予備申告の変更における、あて先官署コードの変更について

（A）「申告先種別コード」欄に「T」以外が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署への変更のみ可能

①現審査区分が「検査扱い」である。

②入力者が、本業務が入力された日において認定通関業者である。

③変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署である。!

④「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、官署変更可能な税関官署である。

⑤変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、異なる税関官署である。

⑥変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードの管轄する申告官署が、同一税関内である。

（B）「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合で、以下の条件をすべて満たす場合は、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署への変更のみ可能

①現審査区分が「検査扱い」である。

②入力者が、本業務が入力された日において認定通関業者である。

③変更前のあて先官署コードが、官署変更可能な税関官署である。!

④「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、官署変更可能な税関官署である。

⑤変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、異なる税関官署である。

⑥変更前のあて先官署コードと、「通関予定蔵置場コード」欄に入力された保税地域コードを管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署が、同一税関内である。

(C) あて先官署コードが変更された場合は、「記事」欄について、入力内容により以下の優先順位で編集し、輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

△：スペース

項番	条件	17	.	.	20	+	30	35		
1	17 桁目以降がスペースの場合	△			官署コード*6 (2桁)	部門コード*6 (2桁)	△	申告番号*5 (11桁)												△	審査区分*7 (1桁)	
2	17 桁目以降がスペースではなく、19 桁目以降がスペースの場合	編集なし	△		官署コード*6 (2桁)	部門コード*6 (2桁)	△	申告番号*5 (11桁)														
3	19 桁目以降がスペースではなく、24 桁目以降がスペースの場合	編集なし						△	申告番号*5 (11桁)													
4	24 桁目以降がスペースではなく、31 桁目以降がスペースの場合	編集なし														△	官署コード*6 (2桁)	部門コード*6 (2桁)				
5	上記以外の場合	編集なし																				

(*5) 入力された申告番号を登録する。

(*6) 入力された申告番号に係るあて先官署コード及びあて先部門コードを登録する。

(*7) 入力された申告番号に係る審査区分選定時の審査区分を登録する。